

諫干開門求め提訴 湾内3漁協そろって



長崎地裁に入廷する原告ら・3月15日

【長崎3月12日】諫早湾の漁場環境が悪化したのは国営諫早湾干拓事業が原因として、瑞穂漁協(雲仙市、68人)と国見漁協(同、45人)の計24人が11日、国を相手に、堤防排水門の開門を求め長崎地裁に提訴した。諫早湾内の3漁協のうち、小長井漁協(諫早市、98人)の組合員の一部は既に同様の訴訟を起こしており、組合員レベルでは、3漁協から原告がそろった。

提訴したのは、瑞穂漁協の18人と国見漁協の6人。小長井漁協の5人も新たに追加提訴した。これまで3漁協はいずれも組織として開門反対の立場を取ってきたが、瑞穂漁協は2月、漁業不振から抜け出せないことから開門賛成

に方針転換。国見漁協の組合員の中からも追隨する動きが出た。訴状では同事業を「無駄で有害・止まらない公共事業の典型」と批判。原告側が求める開門は「諫早湾の海水を調整池に流入させ、海水交換ができるよう開門操作すること」と定義した上で、開門は「農業と沿岸漁業の両立を可能とする唯一かつ容易に実行可能な解決策」と主張している。

原告弁護団の馬奈木昭雄弁護団長は「湾内3漁協がそろい、『開門』という漁民の要求は誰の目にも明らかになった。開門こそが県民の世論で、開門反対のほうは少数意見だ」と訴えた。(略)同事業をめぐる提訴は、有明海沿岸の漁業者が起した訴訟で佐賀地裁は2008年、国に排水門の5年間常時開放を命じ、開門調査を実施するよう求めた。(中略)また、諫早市小長井町などの漁業者41人が常時開門を求めた訴訟が長崎地裁で係争中。

漁業不振を理由に、国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防の開門を求めて雲仙市の瑞穂、国見両漁協と諫早市の小長井漁協の一部組合員計29人が11日、長崎地裁に提訴した。原告弁護団は提訴後の会見で、組合員レベルで湾内3漁協から原告が出そろうた意義を強調。原告は地裁には姿を見せなかったものの「漁民だけが苦しめられている。我

語気強く「我慢の限界」原告 漁協内の声、顕在化

「我慢の限界だ」と語気を強めた。政府・与党の開門調査をめぐる動きもにらみながら訴訟は新たな段階を迎えた。「裁判になれば誹謗(ひぼう)中傷、妨害などがついて回る。でも裁判しない」と海を守れないという気持ちを込めて、勇気を振り絞ってくれた。提訴行動に参加した小長井町漁協の理事で同訴訟原告団長の松永秀則さん(56)は地裁前で、この日姿を見せなかった29人の原告の気持ちを代弁するように語った。この日原告は漁が忙しいことに加え「顔をさらすと抗議が殺到する」との理由で参加を見合わせた。提訴後、報道陣にも原告の名簿を配らない徹底ぶりだった。ただ今回の提訴で湾内3漁協内にあった開門を求める声は顕在化した。原告に加わった瑞穂漁協組合員の男性(63)は「堤防が閉め切られて漁獲量が激減した。もう我慢の限界。開門すれば今よりは悪くならないだろう」と希望を持って行動した」と訴訟に加わった動機を語る。提訴後の会見で、馬奈木昭雄弁護団長は「前(長崎県)知事は公然」と県全体が開門反対だと言

っていたが間違いだということが明らかになった」と強調。一方、国に対しても、赤松広隆農水相が開門調査の是非を判断する時期を当初の「1〜2カ月」から参院選前にこだわらない考えに転換したこと、「選挙の都合にされて漁民は怒り心頭だ」と批判した。原告弁護団は5月開門を求めており、赤松農水相が開門を決断しないのであれば2次、3次の追加提訴も辞さない構え。馬奈木弁護団長は「マニフェストを実行しないら立ちがわれわれにはある。赤松大臣を『激励』したい」と話した。

【佐賀3月12日】佐賀県の古川康知事は、16日に開かれる与党の第2回諫早湾干拓事業検討委員会に出席する。有明海再生に向け、開門調査の必要性を訴え、実施に向けた対策などを提案する。委員会は諫早湾干拓事業の開門調査の是非を協議するため、郡司彰農水副大臣を座長に有明海沿岸の与党国会議員らで組織。(略)古川知事は開門調査の実現に向けて県の考えを伝える。古川知事は「一方的に自分たちの意見を言うのではなく、長崎県をはじめ開門に不安を持っている人に対し、理解してもらえる方法などを提案したい。関係者の理解と合意に一步でも近づければ」と述べている。

諫干与党検討委、古川知事が出席へ
開門必要性訴え